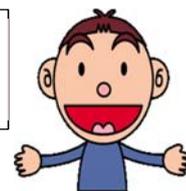


むかわ町まちづくり基本条例（素案）についての意見募集結果

平成 24 年 11 月 21 日



「むかわ町まちづくり基本条例」（素案）について、町民意見交換会及び意見公募等により、町民の皆様から様々なご意見をいただきました。ご意見の要旨及びご意見に対する町の考え方については、次のとおりです。

なお、皆様からお寄せいただいたご意見で類似するものについては、整理させていただいておりますので、ご了承下さい。

※ 単に字句の修正（誤字等）についてお寄せいただいたご意見は、意見内容に記載しておりませんが、ご指摘のとおり修正しています。

◆町民意見交換会等実施経過

事業名	会場	実施期日	参加人数	備考
町民意見交換会（鶴川地区）	四季の館研修室	10月29日	15人	
町民意見交換会（穂別地区）	町民センター	11月1日	12人	
基本条例意見公募	本庁・総合支所 産業会館・四季の館 町ホームページ	11/1～11/20	意見提出 7人	

◆提案された意見の内訳

意見区分	件数	備考
条文の内容に関する意見	28	字句修正に関する意見含む
制定後の取り組み等に関する意見	19	
その他	1	意見交換会についての意見
合計	48	

◆意見に対する町の考え方のA～Eの区分と提案された意見の取扱いは次のとおりです。

区分	意見等の反映状況	件数	備考
A	意見を受けて案を修正したもの	15	字句修正含む
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	0	
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	26	
D	案に取り入れなかったもの	6	
E	案の内容についての質問等	1	
	合計	48	

◆提案された意見内容

区分	意見の概要	意見に対する町の考え方
前文	前文の「まちを豊かにする」との表現は、経済的な豊かさを表現しているような狭い意味のものに感じられる。福祉も文化も豊かになるといった意味をとらえられるような表現はできないか。	「まちを豊かにする」については、経済的な豊かさもありますが、ご意見にあったように福祉の充実や文化的な活動などを通じた精神的な豊かさも含まれていますので、ご理解願います。 C
	前文に「人も自然も輝き、まち全体が健康であるまちづくりを進めていきます」との記載があるが、抽象的すぎないか。	むかわ町まちづくり計画において、まちの将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」としています。健康の定義は、身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態を示すものであることから、人も自然もまちも良好な状態にしていくことを「健康」という言葉で表現していますので、ご理解願います。 C

区分	意見の概要	意見に対する町の考え方
	前文も含め、条文中で「わたしたち」と記載されているが、正しくは「わたくしたち」ではないか。	当初平仮名表記で「わたしたち」と記載していましたが、漢字表記で「私たち」に関係条文を修正しました。 <div style="text-align: right;">A</div>
第1章 第2条 関係	第2条(3)「その他の執行機関」については、列記した方がわかりやすいのではないかと。	地方自治法で町長のもとに置かれる行政委員会などを示していますが、補助機関としての職員も含まれるため、列記することによりわかりにくくなる恐れがありますので、現行どおりとします。 <div style="text-align: right;">C</div>
	条例全体で「私たち」という用語が多く使われているが、用語に定義すべきではないかと。	「私たち」は、むかわ町で生活し、活動する全ての人々を指していますので、あえて定義をする必要はないと判断しておりますので、ご理解願います。 <div style="text-align: right;">D</div>
第4条 関係	第4条の基本原則について、条例の一番の柱を町民が主体とするのであれば、(2)情報共有の原則が1番目になり、(3)町民参加と協働の原則が2番目となり、(1)町民主体の原則に「まちづくりの一部を議会及び行政に信託します」とあることから、3番目になるのではないかと思います。	基本理念で規定しているようにまちづくりの主体は町民です。まちづくりを進める上で、町民は主役としての立場で関わっていくこととなりますが、当然町民が対応できない部分も生じますので、その部分を議会と行政は信託という形で代わりに担います。当然、町民は信託をした立場でまちづくりに関わっていく責任がありますので、1番目に記載しています。 <div style="text-align: right;">D</div>
第2章 第8条 第9条 関係	個人情報の保護は十分理解をしているが、高齢者の見回りや災害時の対応の際、把握ができないことにより、人命に関わる事故等につながることも想定される。 状況によっては、情報を提供できるといった条文を追加できないか。	個人情報の取り扱いについては、別に条例で定められています。 ご意見のあった対応方法については、該当する条例を精査し、今後行政内部で検討いたします。 なお、本条文が規制するための規定ととらわれるような表現となっていますので、主旨を変えずに修正いたします。 <div style="text-align: right;">A</div>
	第8条・第9条の条文中に「別に条例で定めるところにより・・・」と規定されているが、わかりづらいのではないかと。	個別の条例名称の記載も検討しましたが、関係条例が新たに必要となった場合や複数の条例に関わる場合が生じた場合を想定し、「別に条例で定める」と規定しましたので、ご理解願います。 <div style="text-align: right;">C</div>
第3章 第11条 第12条 関係	条例定義では、「住民」と「町民」を区分し、協働によるまちづくりの主体としているが、町に在住しない「町民」にまで協働(行動)を期待するのは、困難と考えます。 「町にゆかりのある人」の参加は、第11条、第12条の町民参加(意見反映)にとどめ、あくまでも協働者は「住民」とすべきと考えます。	「住民」は、選挙権など基本的な権利を保障する関係から、地方自治法において「市町村の区域内に住所を有する者」としてその範囲を狭く定義しています。一方で、まちづくりにおいては、住民だけではなく、このまちで多くの時間を過ごし活動をする、住所を有していない通勤者や通学者、地域に思い入れや情熱をもって協力してくれる方など、多くの方も関わっています。このことから、町民を広く定義しています。 <div style="text-align: right;">C</div>
第13条 関係	全体的印象として、まだまだ上から目線と感じました。 「行政は・・・を求めます。」といった表現についてご一考願います。	ご指摘のあった字句の使い方については、強制的、義務を課すような表現に捉えられるものと感じられますので、再度確認をし、該当する部分については、できる限りやさしい表現に修正をしたいと思っております。 <div style="text-align: right;">A</div>

区分	意見の概要	意見に対する町の考え方
第5章 第18条 第19条 関係	<p>第5章 町民 「受益」と「負担」の関係 町民の定義から町内に住所を有しない方も「負担」をするということは如何か。負担は「住民」ではないか。 住民が「行政サービス」を受けるのは当然であり、町内に住所を有しない方にも「行政サービス」を受ける権利を付与する必要はないのではないか。 よって、第18条第4項は不要ではないか。</p>	<p>住所を有していなくても、町内で活動する事業所や団体等は公共施設利用などについては、その費用を負担していますので、それぞれの状況により、応分の負担をしているという考え方ができます。行政サービスの取り扱いですが、町内に住所を有しない方については、法律を超える対応は当然できませんので、全ての権利を付与している訳ではありません。よって、この条文で支障はないと判断していますので、ご理解願います。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
第7章	<p>第7章の議会に係る条項の必要性がよくわかりません。</p>	<p>地方自治法で議会運営に関する基本的な事項は規定されていますが、自治体は、法的には住民、議会、行政から構成されることとなっていますので、まちづくりを進めていくための基本的な事項を定める基本条例に議会に関する規定を入れることが必要と考えます。このことにより、町民・議会・行政の役割と責務があらためて明確になりますので、ご理解願います。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
第25条 関係	<p>条例第25条「議会を置く」と第33条「町長を置く」と規定されているが、このことは既に法律で定められていることであり、条例に規定するのはどうなのか。必要な条項であれば、「置く」を別な表現に変えるべきと考える。</p>	<p>議会と町長の設置については地方自治法で定められておりますが、本条例の基本原則で町民は選挙という制度を通じてまちづくりの一部を議会と町長に信託をしていることから、町民側からの視点で整理をし、あらためて本条例で定義をしたものです。なお、条文については、「法の定めるところにより」を加えて第33条と併せて修正します。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
第29条 関係	<p>第29条第2項及び第3項「常に」は「努めます」と断定調で統一していることから、相当きつい表現となっている感じがします。 第34条第2項の「常に」も無くても良いのではないかと感じます。</p>	<p>ご指摘の部分の第34条第2項については、まちづくり委員会の中でより強調する必要があるとの意見から付けておりますので、このままの条文とします。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
第9章 第41条 関係	<p>第41条第3項「町民は」で始まるが「行政は」ではないか。 第41条第4項「あらゆる危機、常に連携及び協力」は、若干抽象性が高いように思うが、必要な条項か。</p>	<p>安全確保は、地域における日頃の備えと災害等が発生した初期における地域内での町民相互の助け合いや連携が重要であることから、町民側の対応として規定をしたため、「町民は」としましたが、この条項から削除し、第19条の町民の役割と責務に規定することとします。</p> <p>災害等の危機に対しては、町民と行政が連携し協力することが重要です。 当たり前のことではありますが、よりこのことを意識し強調するためにこの条項はそのままとしますので、ご理解願います。</p> <p style="text-align: right;">A</p> <p style="text-align: right;">D</p>
第11章 第45条 関係	<p>第45条の条例の見直しは、4年を超えない期間ごとに検討していくと規定しているが、具体的な時期が曖昧。</p>	<p>条例の見直しについては、4年間の中で必ず検討をすることとしていますが、見直しの時期については、社会情勢の変化により見直しが必要となる場合や選挙により町長が替わることなどが想定されます。 そのため、見直しの時期を固定することは避け、柔軟に対応できるように規定していますので、ご理解願います。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

区分	意見の概要	意見に対する町の考え方
第12章 第46条 関係	基本条例は、実質的に町の最高規範となるものであり、それをあらためて条文化する必要があるのか。	この条例の位置付けを明確にすることにより、基本的な事項を尊重してまちづくりが進められると考えていますので、ご理解願います。 D
	第46条の2と3どちらにもこの条例を遵守すると規定されているが重複しているのではないのか。また、整合性を図るという表現を使っているが、現実的に可能なのか疑問。用語を整理すべきではないのか。	ご指摘のとおり字句も含めて、修正します。 A

【その他の意見】

- 基本条例の主旨、内容については良いと思うが、広く町民に周知に努め、理解を求める取り組みをするべき。
- 町内会や老人クラブなどの会合で内容説明や周知を図って理解を求める取り組みをすべき。
- 条例制定はまちづくりのフレームを明示するものであるが、自治法との関連をわかりやすく説明してほしい。
- 条例に対して興味を持っている町民は、この意見交換の参加人数からみても少ないのが現実。この条例を活かしていくのは、今後の取り組みが重要。是非、町民に浸透し、活用されるような取り組みを期待したい。(町民への意識付け)
- 条例内容が子ども達にも理解できるようにわかりやすい例を提示するなどの工夫による広報活動を行うべき。
- 実施段階では、細目について明解な箇条文が示されることと存じますが、運用上、町民の理解・納得が素直に得られるよう知恵と工夫を期待しています。
- 公共感覚をもった主体者を育てるには、濃密な町民への教育宣伝活動が急がれますし、重要です。
- この条例を町民がスムーズに対応できるようにするため、行政の現場対応について十分な訓練が必要と思う。その対応に期待したい。
- 条例の見直しについては、町民の意向を踏まえて変えていく取り組みが必要。
場合によっては、法を超えることもむかわ町が先頭となって発信して取り組む気概も必要ではないか。
- この条例での「まちづくり」の定義をやさしく説明する必要があるのではないのか。
例えば、この条例に「安心して暮らせる住み良いまちづくりのための約束」などのサブタイトルを付けるとわかりやすいのではないのか。
- 意見交換会に参加した場合に「あった〇」ポイント10個くらいもらえるような制度を考えてみてはどうか
- 役場職員がどのように変わるかが一番問題。職員の資質向上のための職員研修などの取り組みも重要ではないか。
- 条例を周知するために広報紙でシリーズ化した「条例ワンポイント等」による度重なる取り組みが必要ではないか。
- 情報共有がキーワードと考えます。行政と町民では互いに立場の違いがあるため、「情報」を正確に捉え、考えてもらう工夫や仕掛けが重要と考えます。
- まちづくりを担う立場が町民にあるとするならば、町職員が町民の立ち位置に加わり、一町民として地域コミュニティに参加する必要があると思います。
- 意見交換会への参加者が少ない。もっと町民への呼びかけや工夫が必要。
- 人口減少(流出)に歯止めを!
- 町の重要な情報を提供し、大事な架け橋を担う「広報むかわ」の質的大幅アップが必要ではないか。
- 住民参画のあり方、進め方に慎重さが必要だと感じます。
- 基本条例が最高規範となるが、合わせて既存の条例、規程、基準等の各条項を速やかに見直し、町民に周知することが意識涵養につながるのではないのか。

C

問い合わせ先: むかわ町総務企画課政策推進グループ 電話 0145-42-2411

